

出張所受付用（出張所）し尿収集申込書(定期)

令和 年 月 日

船橋市長 あて

--	--

1. 届出者（法人の場合は必ず担当者名を記入してください。）

届出者	フリガナ 担当者 (申込者との関係)	届出者 連絡先	TEL
-----	------------------------------	------------	-----

2. 申込者（手数料納付書送付先）

申込者名	フリガナ	生年月日 (個人のみ)	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
申込者住所	〒		
電話番号	()		
最終連絡先	〒 TEL ()		

※仮設事務所等で所在地が変更になる場合は、最終連絡先の欄に住所・電話番号を記入してください。

3. 収集場所

収 集 場 所	船橋市 TEL ()	収 集 番 号	
------------	--------------------	------------	--

4. 申込区分・収集開始年月・収集回数・世帯人員

- 申込区分(いずれかに○)
 - ア. 定額制(簡易水洗を除いた一般家庭)
 - イ. 従量制(簡易水洗の一般家庭、店舗・事業所等で人員が確定できないもの)
- 収集開始年月 年 月より
- 収集回数 月 回(記載例:1月1～4回、2月1～2回)
- 世帯人員数 人(定額制のみ記入してください)
- 世帯人員(定額制のみ。世帯員名と生年月日を記入してください)

	氏 名	生 年 月 日
1		明・大・昭・平・令 年 月 日
2		明・大・昭・平・令 年 月 日
3		明・大・昭・平・令 年 月 日
4		明・大・昭・平・令 年 月 日

し尿収集について（定期収集）

お申し込みは市役所クリーン推進課若しくは各出張所の窓口で受付します。

（１）収集伝票について

- 受付後、クリーン推進課より収集伝票を送付いたします。
- 収集作業は、(公社)船橋市清美公社で行います。
- 伝票は、収集のつど作業員に手渡すか、不在の場合は雨に濡れないようにビニール袋などに入れ、作業員がわかるように収集口近くにさげておいてください。
- 定期収集以外の収集の依頼は、直接(公社)船橋市清美公社に電話してください。
公益社団法人 船橋市清美公社 Tel.047-431-3796 営業時間 7:30～16:15

（２）し尿収集手数料について

定額制は使用人数、従量制は収集量をもとに計算し、料金の計算方法は次のとおりです。（１ヶ月当たり）

※**定額制**= $\{\text{使用人数(2歳以上)} \times 200 \text{ 円}\} + (\text{回数料金})$

(回数料金)=3人以下の申し込みは月１回 155 円。月２回以上のときは、１回目 155 円、２回目からは 310 円。４人以上の申し込みは月２回までが１回につき 155 円、３回目からは 310 円となります。

※**従量制**= $(\text{収集量 } 10 \text{ ㍓につき } 54 \text{ 円}) + (\text{回数料金})$

(回数料金)=月２回まで１回につき 155 円、月３回目からは、１回につき 310 円となります。

●**手数料金** =2ヶ月分の手数料に消費税相当額（10 円未満切捨て）を加えた金額で請求します。

★生活保護世帯や身体障害者などで一定の要件に該当する場合、手数料の減免減額の対象となりますのでクリーン推進課までお申し出ください。

（３）届出等について

次のような時は、届出が必要です。

- 定額制申し込みで使用人数が変更となったとき
- 収集回数を変更する時やトイレの改造により簡易水洗などに変更したとき
- 転出・転居、トイレの改造などでし尿収集を中止するとき
- ※ 変更・中止に際しての届出は、電話で結構ですので必ずご連絡ください。
市内転居で新住所での収集申込は、窓口で新規の申込をしてください。

（４）手数料の納付方法について

納付書にて金融機関から振込または口座振替による納付方法があります。（便利な口座振替をぜひご利用ください。手続きについてはクリーン推進課へお問い合わせください。）

	収集月	納期限日
納 期	1 期 2・3月分 ……	5月末日
	2 期 4・5月分 ……	7月末日
	3 期 6・7月分 ……	9月末日
	4 期 8・9月分 ……	11月末日
	5 期 10・11月分 ……	1月末日
	6 期 12・1月分 ……	3月末日

口座引落しは納期限日に行います。納期限の日が金融機関休業日のときは翌営業日になります。

(5)計算例（2ヶ月分）

定額制

使用 人数	収集回数 (1ヶ月)	人員料金 (2ヶ月分)	回数料金 (2ヶ月分)	手数料	消費税 相当額	請求額
1人	1回	400 円	310 円	710 円	70 円	780 円
3人	1回	1,200 円	310 円	1,510 円	150 円	1,660 円
3人	2回	1,200 円	930 円	2,130 円	210 円	2,340 円
4人	2回	1,600 円	620 円	2,220 円	220 円	2,440 円
4人	3回	1,600 円	1,240 円	2,840 円	280 円	3,120 円

従量制

処理量 (2ヶ月分)	収集回数 (1ヶ月)	処理料金 (2ヶ月分)	回数料金 (2ヶ月分)	手数料	消費税 相当額	請求額
180 ㌔	1 回	972 円	310 円	1,282 円	120 円	1,402 円
360 ㌔	2 回	1,944 円	620 円	2,564 円	250 円	2,814 円
540 ㌔	3 回	2,916 円	1,240 円	4,156 円	410 円	4,566 円

(6)その他

伝票は1年度分をお渡ししています。毎年3月中旬ごろ翌年度分(4月より使用する分)を送付いたします。
また、伝票を紛失された場合、クリーン推進課に連絡してください。再発行いたします。
伝票がないと収集作業をしない場合がありますので、すみやかに連絡してください。

*納付が滞った場合には、収集依頼が受けられなくなることがあります。

滞納が継続していると債権管理条例により、民事訴訟法に基づく支払督促申立て又は訴訟の手続きに着手する場合があります。

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25
船橋市役所 クリーン推進課 清掃事業係
TEL047-436-2442 FAX 047-436-2448